

## 令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託 受託者公募実施要領

### 1 目的

この要領は、「令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者を選定する公募型プロポーザルに参加する事業者を公募するために必要な事項を定める。

### 2 業務名

令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託

### 3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月16日までの間において受託者との協議により決定した期間

### 4 業務概要

別添「仕様書」のとおり

### 5 費用の上限額

7,099,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 6 参加資格要件

(1) プロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 飯山市入札参加資格者名簿（物品・委託（役務））に登録を行っている者。ただし、本プロポーザルの参加申込と併せて、入札参加資格申請を行った者は除く（申請手続を行ったことが確認できる書類を提出すること）。なお、申請後に入札参加資格を認めないと判断したものは参加できない。
- ③ 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を国及び地方公共団体から受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑤ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(2) 複数の法人で構成されるグループ(以下「グループ」という。)での参加も可能とする。なお、グループで申し込みする場合は、以下の点に注意すること。

- ① 代表となる法人を定めること。
- ② 他の法人は、当該グループの構成員として扱う。
- ③ 単独で申し込みした法人は、他のグループの構成員になることはできない。
- ④ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。
- ⑤ グループの構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではない。
- ⑥ 当該グループの代表者及び構成員は、上記6(1)の資格要件を満たすこと。

## 7 日程

内容	期限等
公募開始	令和8年4月6日(月)
質問受付期限	令和8年4月13日(月)午後5時
質問回答期限	令和8年4月15日(水)午後5時
参加申込書受付期限	令和8年4月20日(月)午後5時
参加資格確認結果通知 企画提案書等提出要請	令和8年4月22日(水)
企画提案書の提出期限	令和8年5月13日(水)
企画提案プレゼンテーション審査(予定)	令和8年5月20日(水)
審査結果通知	令和8年5月下旬

## 8 企画提案に係る質問

- (1) 受付期間 令和8年4月6日(月)から令和8年4月13日(月)午後5時まで。
- (2) 提出先 飯山市経済部商工観光課 商工係  
電子メール [shoukan@city.iiyama.nagano.jp](mailto:shoukan@city.iiyama.nagano.jp)
- (3) 提出方法 質問書(様式第1号)により電子メールで送信し、送信後に電話にて受信確認を行うこと。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (4) 回答方法 令和8年4月15日(水)午後5時までに当市ホームページに掲載する。

## 9 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月6日(月)から令和8年4月20日(月)午後5時まで。
- (2) 提出先 〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1  
飯山市 経済部 商工観光課 商工係 あて
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）とする。
  - ① 提出期間内必着とする。
  - ② 送料は提案者の負担とする。
  - ③ 市は、輸送中の破損、遅延等の責任を負わない。
- (4) 提出書類 以下の①から③を各1部提出すること。
  - ① 参加申込書（様式第2号）
  - ② 誓約書（様式第3号）
  - ③ 会社概要（様式第4号）
- (5) その他  
郵送により(4)の提出書類を提出した場合は、到着確認のため電話連絡をすること。

## 10 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月22日(水)から令和8年5月13日(水)午後5時まで。
- (2) 提出先 〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1  
飯山市 経済部 商工観光課 商工係 あて
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）とする。
  - ① 提出期間内必着とする。
  - ② 送料は提案者の負担とする。
  - ③ 市は、輸送中の破損、遅延等の責任を負わない。
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案書かがみ（様式第5号）
  - ② 企画提案書（様式任意）
  - ③ 類似業務実績表（様式第6号）
  - ④ 業務実施体制表（様式任意）
  - ⑤ 積算内訳書（様式任意）
- (5) 提出部数 7部（A4判） 正本1部、副本6部  
※副本には、会社名及び会社名を類推できる表現（代表者名、企業ロゴ、メールアドレス等）を入れないこと。
- (6) 企画提案書の作成にあたっての留意点
  - ① 提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上とする。図表等に付記する注釈・注記についてはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。

- ② (4)②の企画提案書は両面印刷とする（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする）。ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
  - ③ 表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を付けること。
  - ④ 提案内容は、事業に関する考え方や実施方法について、図表等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- (7) 提案書類の内容
- ① 企画提案書には仕様書に基づき、具体的な業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
  - ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、費用の上限額の範囲内で積極的に提案すること。
  - ③ 企画提案の特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデアがある場合は、わかりやすく記載すること。
- (8) その他
- ① 郵送により(4)の提出書類を提出した場合は、到着確認のため電話連絡をすること。
  - ② 提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

## 11 審査、選定方法等

- (1) 審査委員会  
企画提案審査は、別表「審査基準」に基づき本市が設置する審査委員会が行う。
- (2) 審査の実施  
企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。  
プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に答える形式で行うものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。
- (3) 選定方法
- ① 審査会は、審査基準に基づき、審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に遂行できると判断した場合は、当該提案者を委託候補者として選定する。
  - ② 見積金額が費用の上限額を超えている場合、評価点は算出せず失格とする。
  - ③ 審査の結果、評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、審査基準の評価項目「企画提案内容」の合計点が高い者を委託候補者とする。
  - ④ 企画提案審査は、10(4)で提出のあった書類をもとに、プレゼンテーション（20分以内）と質疑応答（10分）により行う。
  - ⑤ プレゼンテーションへの出席可能人数は2名以内とする。

(4) 審査会の実施日及び場所

- ・実施日 令和8年5月20日(水)
- ・場 所 企画提案書の提出者へ別途通知する。

※審査会の実施日は前後する可能性がある。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するとともに、飯山市ホームページにおいて公表する。

(6) 失格

次のいずれかに該当するときは、その企画提案者は失格とする。

- ① 提出種類に虚偽の記載があったとき
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ③ 参加資格の要件を満たしていないとき
- ④ 見積価格が提案上限を超えたとき
- ⑤ その他、審査委員会が適当でないと判断したとき

## 12 契約の締結等

- (1) 選定された委託候補者と契約締結の協議を行う（委託候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約にあたっては、飯山市財務規則に基づくものとする。

## 13 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 各種締切日以降の問い合わせ、書類の追加、修正には応じない。
- (6) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに係る必要な時を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。
- (7) 審査の経緯及び結果についての質疑・苦情・異議申し立ては一切受け付けない。
- (8) 公平性・透明性を期するために本プロポーザルの実施に関する情報については、閲覧、その他の方法により公表するものとする。

(9) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに伴う、市へ提出された書類は、飯山市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

14 問い合わせ先

飯山市役所経済部商工観光課商工係

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

T E L 0269-67-0731(直通) F A X 0269-62-6221

メール [shoukan@city.iiyama.nagano.jp](mailto:shoukan@city.iiyama.nagano.jp)

別表【審査基準】

評価項目	審査基準	配点
全般	飯山市の地域特性や課題等を踏まえた現状認識が適切に行われているか。	10点
	本業務の目的を理解し、それを達成するための的確な提案となっているか。	10点
	プレゼンテーションは分かり易く、丁寧な進行であったか。	10点
	質問の意図を理解し、明確・丁寧に回答したか。	10点
企画提案内容	プログラムの内容は、キャリアデザイン・デジタルスキル習得・自己PR等作成を効果的に促進する具体的な構成になっているか。	20点
	専門性のあるスタッフや講師の配置が適切で、受講者をフォローできる体制が整備されているか。	10点
	進捗管理や相談に対応できる仕組みが提案に含まれているか。	10点
	習得スキルや成果の評価方法が提案に含まれているか。	10点
	講座受講後、就労につながる支援体制を有しているか。	20点
業務遂行能力	業務の実施スケジュールが具体的で合理的かつ実現可能なものであるか。	10点
	本業務を遂行するにあたり、十分な経験と実績を有した責任者及び担当スタッフが配置されているか。	10点
	本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか。	10点
経費	業務に必要な経費が適切に見積もられ、内容が適正であるとともに委託経費限度額の範囲内であるか。	10点
合計		150点